

# 総会運営規則

2026年3月25日制定

## (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」という。）の定款に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (招集の手続き)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使できる旨
- (4) 次に掲げる事項
  - ア 社員総会参考書類に記載すべき事項
  - イ 書面による議決権行使について議決権行使書面を開催日の前日までに提出すべき旨
- (5) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要。ただし、議案が確定していない場合にあっては、その旨
  - ア 役員を選任
  - イ 役員報酬等
  - ウ 事業の全部の譲渡
  - エ 定款の変更
  - オ 合併

## (招集の通知)

第3条 総会を招集するときは、総会の開催日の2週間前までに、正会員に対して書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

2 前項の通知には、前条第1号及び第2号に掲げる事項を記載し、又は記録するとともに、出欠等を確認する書面、議決権行使書面その他必要な書類を同封し、又は記録するものとする。

## (議決権行使に関する基準日)

第4条 総会の議決権を有する正会員は、当該総会に係る定款第26条に定める理事会の決議が行われた日現在の正会員（当該理事会において入会を承認された正会員を含む。）とする。

## (正会員の出席)

第5条 総会に出席する正会員については、会場の受付において、予め本協会に出席の連絡のあった

正会員の代表者又は代理者（定款第10条第1項に定める代理者をいう。以下同じ。）であることを確認するものとする。

2 正会員の代表者の代理として総会に出席する正会員の役職員（以下「代理人」という。）については、会場の受付において、委任状の提出を求め、その資格を確認するものとする。

（正会員以外の者の出席）

第6条 本協会の理事及び監事は、総会に出席するものとする。

2 本協会の職員は、議長、理事及び監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

（議長の権限）

第7条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

3 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次に掲げる者に対して退場を命ずることができる。

- （1）正会員の代表者若しくは代理者又は代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
- （2）議長の指示に従わない者
- （3）総会の秩序を乱した者

（定足数の確認）

第8条 議長は、総会の開催に際し、事務局に出席者数を確認させ、定足数に達していることを報告させなければならない。

2 前項の出席者数は、次に掲げる者の数の合計数とする。

- （1）出席した正会員の代表者本人又は代理者本人の数
- （2）代理人本人の数
- （3）議決権行使書面を総会開催日の前日までに提出した正会員代表者の数

（議題の付議の宣言）

第9条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従って議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

（理事等の報告又は説明）

第10条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事及び監事は、議長の許可を得て、補助者

に報告又は説明させることができる。

#### (議題の審議)

第 11 条 総会に出席した正会員の代表者若しくは代理者及び代理人は、議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

#### (採決)

第 12 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議の終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決することができる。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

4 議長は採決に先立って、自己の議決権行使に関するいかなる意見も述べることができない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前のみに行使し、採決の結果に算入することができる。

#### (採決の宣言)

第 13 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充たしているか否かを宣言する。

#### (閉会)

第 14 条 議長は、すべての議事が終了した場合には、閉会を宣言する。

#### (議事録)

第 15 条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記録又は記載するものとし、議長及び出席した理事 2 名がこれに記名押印する。

(1) 開催された日時及び場所

(2) 議決権総数及び出席した正会員の議決権の数（当該出席の方法を含む。）

(3) 議事の経過の要領及びその結果並びに主な意見及び発言の概要

(4) 総会に出席した理事又は監事の氏名

(5) 議長の氏名

(6) 議事録の作成に係る職務を行った者の役職及び氏名

(7) その他法令で定められた事項

#### (議事の経過及びその結果の報告)

第 16 条 本協会は、総会の議事の経過及びその結果を、会員に報告する。この場合、当該報告は、議

事録を会員専用ホームページに掲載する方法により行う。

(総会の決議及び総会への報告の省略)

第17条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第58条の規定に基づき、理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 一般法人法第59条の規定に基づき、理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(補則)

第18条 総会の運営に関し、この規則により難しい事情が生じた場合には、会長がその都度必要な事項を定め、速やかにその結果を理事及び監事に通知する。

(改廃)

第19条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

第1条 この規則は、本協会、一般社団法人投資信託協会（以下「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。

第2条 甲の総会運営規則については、廃止する。